

美郷町社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員並びに委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事会及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、専門事項について会長の諮問に答える委員会の委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第10条の規定により、報酬を支給しない。
- 3 委員会の委員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 3 役員の報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員、委員会の委員の報酬等は、別表2「評議員、委員会委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員、評議員及び委員会の委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員、評議員及び委員会の委員が町内において開催される会議等に出席した場合は、別表2により報酬等を支給する。
- 3 役員、評議員及び委員会の委員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、

一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日において、その日に最も近い営業日に繰り上げて支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1. 非常勤役員の報酬（第 4 条関係）

役 職	報 酬 額
会 長	月額 10,000 円（年額 120,000 円）
副 会 長	月額 3,000 円（年額 36,000 円）
常務理事	月額 5,000 円（年額 60,000 円）

別表 2. 役員、評議員及び委員会委員等の費用弁償

役 職	日 当	旅費（交通費）
理事 監事 評議員 委員等	2,100 円／1 回	バス運賃実費又は社協事務所までの距離から 2 k m を控除した距離に対し、1 k m あたり 40 円を乗じた額を支給する。
監事（監査）	5,000 円／1 日	